

敷 地 内 で の 禁 止 行 為

運転免許課敷地内において、次に掲げる行為を行うことはできません。

禁止行為を行った場合は退去を命じる場合があります。

- 1 正当な理由なく危険又は危害を及ぼすおそれのある物品を携帯する者
- 2 事務を妨害し、又は一般来庁者に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- 3 明らかに集団示威行為のための立入りと認められる者
- 4 警察業務の中立性、正当性を害するおそれのある行為をし、又はしようとする者
- 5 その他庁舎等の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- 6 庁舎等の物件を損傷若しくは汚損し、又は庁舎等の美観を損する者
- 7 職員に面会又は寄附を強要する者
- 8 座りこみ等により通行の妨害となる行為をする者
- 9 けん騒にわたる行為をする者
- 10 正当な理由なく火気を取り扱い、又は喫煙設備のない場所において喫煙する者
- 11 立入りを禁止した区域又は場所に立ち入る者
- 12 その他庁舎等の管理上支障があると認められる行為をする者

滋賀県警察本部交通部運転免許課